

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○東京都後期高齢者医療広域連合の規約の変更届出
……………（総務局行政部政課）…一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区
域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

正誤

○令和六年三月二十九日付東京都規則第八十号……………二

告示

●東京都告示第六百四十五号

東京都後期高齢者医療広域連合の規約を変更する届出を受理したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第五項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和六年五月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 受理年月日

令和六年三月二十九日

二 変更の内容

次に掲げる経費を令和六年度及び令和七年度に限り、

各区市町村の負担とする。

- (一) 審査支払手数料相当額
(二) 財政安定化基金拠出金相当額
(三) 保険料未収金補填分相当額
(四) 保険料所得割額減額分相当額
(五) 葬祭費相当額

三 変更の理由

後期高齢者医療の保険料の軽減に係る経費を各区市町村が支弁することとするため。

四 変更期日

令和六年四月一日

●東京都告示第六百四十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

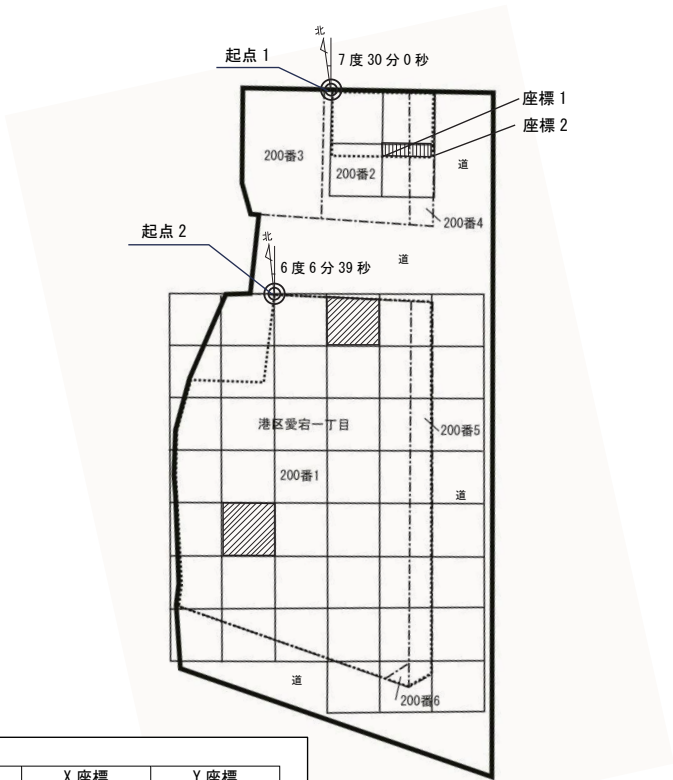
令和六年五月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区愛宕一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別 図



【座標】		
	X 座標	Y 座標
座標 1	-37186. 617	-7600. 238
座標 2	-37187. 759	-7590. 806

※座標は測量法（昭和 24 年法律第 188 号）の規定により世界測地系座標計算によって作成した。

【凡例】	
——	敷地境界
.....	調査対象地
- - -	筆界
——	単位区画
	形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
////	形質変更時要届出区域 (令和 2 年東京都告示第 1339 号により指定した区域)

【起点】	
起点 1 は、次の座標の位置とする。 (X 座標：-37172. 808 Y 座標：-7608. 522)	
起点 2 は、次の座標の位置とする。 (X 座標：-37210. 045 Y 座標：-7623. 850)	
※起点の座標は測量法（昭和 24 年法律第 188 号）の規定により世界測地系座標計算によって作成した。	

【格子の回転角度】	
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。 起点 1：7 度 30 分 0 秒 起点 2：6 度 6 分 39 秒	

正 誤

○令和六年三月二十九日付東京都規則第八十号
増刊19二ページ下段の様式を次のように訂正する。

別記第 1 号様式の 3 (第 3 条関係)

同意証明書

の施行に係る都市計画法（第 29 条の規定による開発行為
第 35 条の 2 の規定による開発行為の変更）については、別冊の設計説明書及び
設計図により施工することに同意したことを証明します。

1 土地の関係権利者

所在及び地番	地目	地積	権利の種類	同意年月日	住所氏名	摘要

2 工作物の関係権利者

所在及び地番	地目	地積	権利の種類	同意年月日	住所氏名	摘要

- 備考
- 1

権利の種類欄には、所有権、地上権、質権、賃借権等の種別を記入すること。
- 2

当該権利に係る土地又は工作物が共有の場合には、摘要欄にその旨を記入すること。
- 3

住所氏名欄に記載のある同意者全員の本人確認資料を添付すること。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号
101-0051